

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和2年8月18日

関東地方整備局 日光砂防事務所
事務所長 佐藤 保之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、契約手続き等について、一部を除き、上記日光砂防事務所とは別の事務所（関東地方整備局宇都宮国道事務所）において行う案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、大猷院沢支川において砂防施設を整備する工事に関する公示である。

日光砂防事務所の砂防事業においては、流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守るために、速やかに社会資本を整備し、国民に安全・安心を提供することが求められているところであるが、工事箇所が山間部となり資機材の調達等が困難であること等その特殊性により競争に参加する者が少なく、入札不調等が発生することが想定され、円滑な施工体制の確保が難しい状況である。

今般、事業の緊急性が高く、不調不落となった、又は不調不落となる可能性のある工事において、確実な発注及び施工体制の確保を図り速やかに工事を実施するために、当該工事の施工に係る技術的適正を持った者を特定した上で、当該者（以下「特定者」という。）以外に他の参加者がいないかを確認するための公募手続き（以下「確認公募型随意契約」という。）の試行を行うものである。

当該工事に必要な施工体制を有している特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、当該工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者を本工事に係る随意契約の相手方とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者に対して、見積書の提出を依頼し価格競争方式で工事受注者を決定する。

2. 施工概要

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 工事名 | R 1 大猷院沢支川取付水路外工事 |
| (2) 工事場所 | 栃木県日光市山内地先 外 2 箇所 |

(3) 工事内容 本工事は、大猷院沢支川における施工途中である砂防堰堤の側壁工・水叩工・帯工及び流路護岸工の施工を行う。また、大谷川河川敷の立木伐採を行うものである。

(4) 工事数量	砂防堰堤【大猷院沢支川】	1 式
	砂防土工	1 式
	側壁工	約 8 0 m ³
	水叩工	約 2 0 m ³
	帯工	約 4 0 m ³
	流路護岸工	1 式
	盛土工	約 3 0 m ³
	ブロック積擁壁工	約 5 0 m ²
	ブロック積擁壁工本川右岸	約 1 0 0 m ²
	銘板工	1 枚
	構造物撤去工	1 式
	仮設工	1 式
	立木伐採【大谷川】	1 式

(5) 工期 契約締結の翌日から令和3年3月25日まで

(6) 資料 別冊図面

(7) 本発注工事は、以下に示す施行等の対象工事である。詳細は説明書による。

- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
- ④建設リサイクル法対象工事
- ⑤見積決定後契約締結前に支店又は営業所の運営状況等が確認できる資料の提出を求める対象工事
- ⑥総価契約単価合意方式
- ⑦「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
- ⑧「設計変更審査会」の設置対象工事
- ⑨施工箇所が点在する工事
- ⑩難工事指定工事
- ⑪見積活用方式
- ⑫熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
- ⑬地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

- 1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 31・32 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち一般土木工事 C 等級に認定されている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④栃木県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が栃木県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
- ⑤関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去 2 年間の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 60 点未満でないこと。
- ⑥関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑨参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。

2) 実績に関する要件

平成 17 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

(ア) 砂防工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

3) 工事施工体制（配置予定技術者）について

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開催されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

① 主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は説明書による。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。詳細は説明書による。

4. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町 504

関東地方整備局 宇都宮国道事務所 経理課 契約係

電 話 028-638-2182

F A X 028-632-6605

メールアドレス ktr-ukoku-kouji@gxb.mlit.go.jp

2) 技術関係

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町 504

関東地方整備局 宇都宮国道事務所 品質確保課 技術審査第二係

電 話 028-638-2187

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は令和2年8月18日から令和2年9月7日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項

に規定する行政機関の休日)を除く毎日、9時00分から17時00分まで(最終日は16時まで)とする。また、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、電子データを交付するので、予め上記(1)1)の問い合わせ先に電子メールで申し出ること。その際、会社名、担当部署、担当者、送付先メールアドレス、電話連絡先等を記入すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和2年9月7日(月) 16時00分

提出場所：上記(1)1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メール(着信を確認すること)による。

ただし、電子メールで提出する場合においても押印をすること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して価格競争による見積書の提出を依頼する際の提出予定期限は次のとおり。

令和2年10月21日(水) 10時30分

(4) 3. (1) 1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が見積書の提出依頼者として選定された場合に、見積書を提出するためには、見積合わせの時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。